《千葉県マーチングバンド協会》 第52回マーチングバンド千葉県大会

出参加申込書記入に関する注意事項出

参加申込書は千葉県マーチングバンド協会ホームページ内に掲載されていますので、ダウンロードをお願いします。ファイルを開く際に「読み取り・書き込みのパスワード」が求められるものもあります。パスワードは「2023Mentry」です(パスワードを第3者に教えることのないようお願いします)。

データ作成の仕方は、ダウンロードファイルを開き、「はじめにお読み下さい」シートをご覧ください。基本的には、入力用シートに正しく入力が出来ていれば、提出用シートに正しく情報が表示されます。内容に加筆修正がある場合は、印刷後に修正をお願いします。印刷時の用紙サイズは「A4(縦)」です。設定状況により規定のサイズで印刷できない場合は、取扱説明書等をお読みになり、「A4サイズ」で収まるように印刷してください。

なお、登録メンバーが200名を超える場合、使用曲が10曲を超える場合は、大会事務局までお問い合わせください。

参加申込書類の提出について

- 参加申込に必要な書類等をチェックしながら、封筒へ入れ、送付をお願いします。
- 1団体で2チーム以上出場する場合は、チームごとにクリップでとめるか、ファイルに入れる等、わかるようにお願いします。

音楽著作関係入力([6][7](様式⑥)【音楽著作権に関する確認書】) について

- ☆ 使用許諾の手続きがお済みでない場合には、大会に参加できません。最終締切:8月27日(土)必着
- ☆ 後述の音楽著作権に関する手続き、書類準備について、を参考にしてください。

★マーチングバンド部門

- 著作権を確認する資料として、使用楽曲のスコアの表紙(出版社がわかるもの)のコピー(A4版)を添付してください。楽譜コピーは違法となりますので、楽譜コピー提出は認められません。
- 市販の楽譜を使用する場合は、購入を証明する領収証等のコピーを添付し提出してください。過去に購入した楽譜で、手元に領収証がない場合、可能な範囲で購入に関する記録等(購入年、購入先等)を記載したものを作成し、提出してください。書式は問いません。

[編曲使用許諾証明書]

- 許諾証明書がある場合は、許諾証明書のコピー、使用料を支払っている場合は、その領収証(振込控可) のコピーを添付してください。
- 出版元より口頭で許諾を得た場合は、後述の書式例を参考にし、書類を作成してください。

★カラーガード部門

[音源使用許諾証明書]

- 録音物は、音源使用許諾証明書の提出を義務付けていますので、コピーを必ず添付してください。
- 証明書の書式は、出版元の書式で構いません。出版元に書式がなく出演団体側で作成する場合、後述の 書式例を参考にし、出版元より書類をいただいてください。
- 出版元より口頭で許諾を得た場合は、後述の書式例を参考にし、書類を作成してください。
- 使用料を支払っている場合は、その領収証(振込控可)のコピーを添付してください。
- 申請中であっても、参加申込締切日までに一旦提出をお願いします。提出後に許諾を得た場合は、必要書類を団体打合せ会議に御持参ください。

「録音利用許諾)

○ 各団体で録音利用の許諾をお願いします。様式は、JASRACホームページよりダウンロードをして申請し、許諾のコピー―式を添付してください。

《千葉県マーチングバンド協会》 第52回マーチングバンド千葉県大会

出音楽著作権に関する手続き、書類準備について 出

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体は著作権法に遵守しなければなりません。大会参加の団体は、法律で定められた事項を遵守することが必要ですので、手続きをお願いします。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますので御承知おきください。

☆マーチングバンド

- Ⅰ演奏利用明細書(JASRAC)の提出をお願いします。
 - ▶千葉県協会が一括して「演奏利用許諾申請」をJASRACへ提出します。
- Ⅱ「音楽著作権に関する確認書」(千葉県協会書式)の提出をお願いします。
 - ▶千葉県協会が許諾状況等の確認をします。
- Ⅲ使用楽曲の ①スコア表紙(出版社がわかるもの)の提出
 - ②楽譜の購入や使用を証明する領収証等のコピーの提出 をお願いします。
 - ▶千葉県協会が許諾確認の際の資料とさせていただきます。
- IV「音楽著作権使用許諾証明書」(編曲使用許諾)の提出をお願いします。

1. 大会参加申込時まで(団体)

- (1)使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認する。
 - (1)市販の楽譜を指定の編成で利用する・・・許諾申請の必要はない
 - ○スコア表紙及び購入を証明する領収証等のコピーを準備する。
 - ※日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もありますので、注意してください。
 - ②市販の楽譜をアレンジして利用する・・・許諾申請の必要がある
 - ○スコア表紙及び購入を証明する領収証等のコピーを準備する。
 - ○出版元へ許諾申請を行い、許諾書を発行してもらう。
 - 次の場合は「編曲使用許諾」が必要です。
 - ・吹奏楽等の打楽器のパートをマーチングパーカッション用にアレンジした場合
 - ・楽曲をカットして演奏する場合、またカットした時に調性が変わった音がある場合
 - ・他の楽器で代用する場合
 - ・楽曲の途中にブリッジ(つなぎ)として曲やドラムマーチを入れた場合
 - ・本来、楽譜にないスキャットや歌を入れる場合
 - ③原曲を自らアレンジした楽譜で利用する・・・許諾申請の必要がある
 - ○原曲の作曲者または版権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行い、許諾書を発行してもらう。 著作権は著作者の死後70年を経ると消滅する事が原則ですが、著作者の著作権の有無はJASRACに直接お問い合わせください。(使用料等の金額並びに支払い方法が提示されることがある。使用料等の金額並びに支払方法が提示された場合、料金は各団体の負担となる。)
 - ○アレンジした曲のスコア表紙及び使用料を支払っている場合はその領収証のコピーを準備する。

- ④自作曲を利用する・・・許諾申請の必要がない
 - ○スコア表紙のコピーを準備する。
- ⑤自団体のための委嘱作品又は委嘱編曲作品の楽譜を利用する・・・許諾申請の必要がある
 - ○作曲者または編曲者に対して使用許諾申請を行い、許諾書を発行してもらう。
 - ○作曲料、編曲料、許諾料を支払っている場合はその領収証のコピーを準備する。
 - ○スコア表紙のコピーを準備する。
- (2)音楽著作権に関する確認書【千葉県協会作成書式】を記入し、添付書類を準備する。
- 使用楽曲のスコア表紙(出版社や編曲者等がわかるもの)、楽譜の購入や使用を証明する領収証等のコピーを添付する。
- 音楽著作権使用許諾申請の必要がある楽曲を使用する場合は「編曲使用許諾証明書」等を添付する。
- 市販の楽譜の購入を証明する領収証等のコピー準備に際し、過去に購入した楽譜で手元に領収証がない場合、可能な範囲で購入に関する記録等(購入年、購入先等)を記載したものを添付する。
- レンタル楽譜の場合は、レンタルの申請書及び許諾書、レンタル料金の領収証のコピーを添付する。
- 使用許諾申請で、出版社から「etc.」で記載されてしまう時には、申請した証明となる書類も合わせて添付する。
- 口頭で許諾を得た場合、書式例を参考に証明書を作成する。また、出版元等とメール等での許諾がある場合、その 記録等を添付する。
- 編曲使用等、その他出版物利用に該当する際には、出版利用申込を添付する。

2. 団体申込から大会まで(協会)

(1)音楽著作権に関する確認書を基に、許諾・添付書類の確認をする。

3. 大会当日(団体)

(1)大会にて生演奏する。

4. 大会後(協会)

- (1)JASRAC(東京イベントコンサート支部)に、プログラムを提出する。
- (2)JASRACから(東京イベントコンサート支部)の請求に基づき,演奏利用料金の支払いをする。

☆カラーガードでCDに録音する場合

市販のCD等の音源を録音して使用する場合は、権利者の許諾を得る必要があります。

- I 演奏利用明細書(JASRAC)の提出をお願いします。
 - ▶千葉県協会が一括して「演奏利用許諾申請」をJASRACへ提出します。
- Ⅲ「音楽著作権に関する確認書」(千葉県協会書式)の提出をお願いします。
 - ▶千葉県協会が許諾状況等の確認をします。
- Ⅲ「音源使用許諾証明書」「録音利用許諾証明書」の提出をお願いします。
 - ▶千葉県協会が許諾状況の確認をします

1. 大会参加申込時まで(団体)

(1)出版元へ音源使用許諾申請をして許諾を得る。音源使用許諾がない場合、録音利用することはできない。一般社団 法人日本レコード協会、または使用する音源の出版元(レコード会社)へ、団体ごとに使用許諾申請を行う。複数の曲 を使用する場合は、使用曲すべてに手続きを行う。

☆☆使用とは:大会参加に伴う演技曲としての使用、CD録音したものを大会で使用

☆☆日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社は、日本レコード協会の Web サイトで最新情報の確認をお願いします。

- 〇音源使用許諾証明書のコピーを添付する。使用料を支払っている場合には、その領収証(振込控可)のコピーを添付する。
 - ○口頭で許諾を得た場合、書式例を参考に証明書を作成する。
 - ☆☆使用回数、映像への利用等で、楽曲、出版元により制約等が許諾書に記載されている場合(映像は不可、当該年度のみ、大会終了後録音を消去等)がある。

《参考》次の場合は、許諾申請に注意してください。

- ・出版元が何らかの事情で現存しない場合
 - ⇒新たな出版元に譲渡されていれば、その出版元から許諾を得る。
- ・レンタルCD等の場合
 - ⇒レンタルしたものを大会で使用、録音する旨を出版元に伝えて、使用方法を確認する。
- (2)JASRACへ[録音利用申込書][録音利用明細書]を申請し、許諾を得る。
- ○【JASRAC】管理以外の曲を使用する場合も提出をする。他大会ではこの録音利用明細書が必要となる場合がある。(JASRACより管理曲外の決済がされその証明が必要である。口頭で決済された場合は、書式例を参考に証明書を作成する。)
- 過去に録音利用許諾を得ている曲を使用する場合(但し、当該大会での音源使用が認められた場合)は申請済みになる。その場合、手元にあるJASRACの録音利用明細書、その他許諾書のコピーを添付する。

☆注意☆ 千葉県協会からJASRACへの録音利用の一括申請は行いません。各団体で行い、指定の期日までに 提出をお願いします。書式は、JASRACのホームページよりダウンロードをお願いします。

- (3)音楽著作権に関する確認書【千葉県協会作成書式】を記入し、添付書類の準備をする。
 - ○「音源使用許諾証明書」「録音利用許諾証明書」を添付する。

2. 団体申込から大会まで(協会)

(1)音楽著作権に関する確認書を基に、「音源使用許諾」「録音利用許諾」の確認、添付書類の確認をする。

3. 大会当日(団体)

(1)大会にて演技する。

4. 大会後(協会)

- (1)JASRAC(東京イベントコンサート支部)に、プログラムを提出する。
- (2)JASRAC(東京イベントコンサート支部)からの請求に基づき、演奏利用料金の支払いをする。

【許諾番号等の表示について】

JASRAC管理曲の許諾番号ラベルの添付を各団体でお願いします。製作した録音物本体のラベル(盤面)、 また容器に付随する印刷物(化粧箱、ジャケット等)には外から見える表示をお願いします。

☆☆JASRAC以外の管理者が管理している楽曲で、管理者・管理業者により、許諾シールの表示を求めている場合もありますので、各管理者・管理業者の指示に従ってください。

☆カラーガードで原盤CD使用の場合

- I 演奏利用明細書(JASRAC)の提出をお願いします。
 - ▶千葉県協会が一括して「演奏利用許諾申請」をJASRACへ提出します。
- Ⅲ「音楽著作権に関する確認書」(千葉県協会書式)の提出をお願いします。
 - ▶千葉県協会が音源の確認をします。

☆☆CD(原盤)をそのまま使用して大会参加をする場合には、音源使用許諾の必要はありません。

1. 大会参加申込時まで(団体)

(1)音楽著作権に関する確認書【千葉県協会作成書式】を記入する。

2. 団体申込から大会まで(協会)

(1)音楽著作権に関する確認書を確認する。

3. 大会当日(団体)

(1)大会にて演技する。

4. 大会後(協会)

- (1)JASRAC(東京イベントコンサート支部)に、プログラムを提出する。
- (2)JASRAC(東京イベントコンサート支部)からの請求に基づき、演奏利用料金の支払いをする。

○出版元より口頭で許諾を得た場合、このような書類を作成してください。

音楽著作権使用許諾 確認書

使用楽曲名 〇〇〇〇(〇〇〇)作詞/〇〇〇(作曲)

確認日 2000年00月00日

相 手 先 社 名:㈱〇〇〇〇

住 所:〒○○○ ○○○市○○町○○番地

電 話:00-000-0000

FAX:00-000-0000

対応者名:(役職)○○ ○○

第〇〇回千葉県大会(千葉県マーチングバンド協会主催)に使用する楽曲については、上記の とおり、条件なしで使用を許諾されました。

2000年00月00日

団 体 名:0000

責任者名:〇〇 〇〇 印

2000年00月00日

団体名 OOOOO 代表 OO OO 様

会社名 00000

担当者〇〇〇〇印

音源使用(利用)許諾書

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、20○○年○○月○○日付け、○○○○○様より申し出の、当社音源を御利用の件、下記条件にて承諾申し上げます。

敬具

記

- 1 利 用 音 源 曲名「○○○○○」(レコード番号○○○○)
- 2 使用時間 ○分○○秒
- 3 利用形態・目的 第〇〇回千葉県大会 千葉県マーチングバンド協会主催 20〇〇年〇〇月〇〇日 会場:〇〇〇〇〇 に出場する際に楽曲を利用するため。

大会中、上記楽曲をCDに録音して、上記大会にて利用。

- 4 利用許諾料 無料 ・ 有料(1大会1曲につき 円)
- 5 音楽著作権処理 ・(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)の規定の手続きに従うこと。
 ・音楽著作物の関わる使用料の一切については(団体名)〇〇〇〇〇の責任において事務処理及び支払いを行うこと。
- 6 その他